東京都市計画道路の変更について(東京都決定)

文京区都市計画部都市計画課 令和2年2月

1 これまでの経緯

- (1) 平成 16 年 3 月に公表された、区部における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)の検証において「都市計画の見直し候補区間」として選定された区間のうち、日暮里・谷中地区の3路線(補助92号線、補助178号線、補助188号線)については、平成27年12月に「見直し候補区間の全区間廃止」という都市計画の見直し方針が示され、東京都・文京区・台東区・荒川区において協議を進めてきた。
- (2)補助 178 号線については東京都が都市計画素案を作成し、令和元年 8 月 30 日・31 日に東京都及び3 区による日暮里・谷中地区の3 路線の都市計画変更素案説明会を共同開催した。
- (3) 令和2年1月8日に東京都知事から文京区長宛に都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、補助178号線について都市計画変更の案について区への意見照会が行われた。
- 2 対象路線の内容(文京区に関係するもの)
 - ・路線名:幹線街路補助線街路第178号線【都道】の一部区間
 - ・区 間:補助第94号線(不忍通り団子坂下)~補助第92号線(台東区谷中)
 - ・延 長:約570m (うち文京区内約100m)

【変更点】

- ・終点位置が現在の台東区谷中五丁目から文京区千駄木三丁目になり、延長は現在の約 1,960mから約1,390mに変更。
- ・今回、補助第178号線の廃止とした一部区間を除き、残りの区間において車線の数を2 車線に定める。
- 3 今後のスケジュール (予定)
 - ・令和2年2月19日から令和2年3月4日まで 都市計画案の縦覧及び意見書の提出
 - · 令和 2 年 5 月 東京都都市計画審議会
 - ・令和2年6月 東京都による都市計画変更決定告示予定



3 1 都市基街第 466 号 令 和 2 年 1 月 8 日

文京区長 殿



東京都市計画道路の変更について (照会) (東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 178 号線)

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。 なお、令和 2 年 4 月 20 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更 (東京都決定)

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第178号線を次のように変更する。

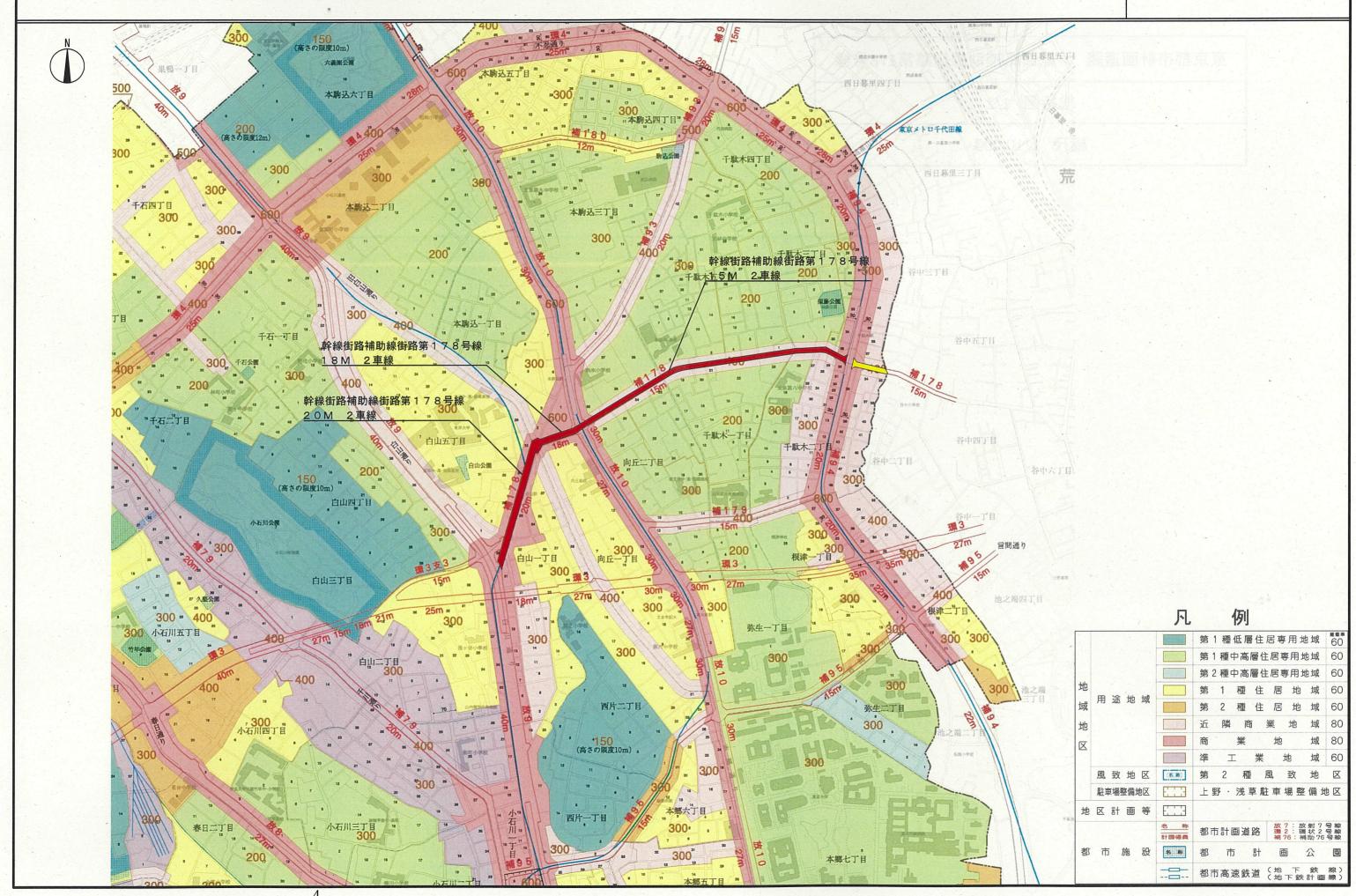
			0.12 to 10 t
備考			
型	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	東京都三田線と立体交差東京地下鉄南北線と立体交差東京地下鉄南北線と立体交差東京地下鉄千代田線と立体交差放射第 9 号線と立体交差幹線街路と平面交差 3 箇所	
構	區	15m	
	申の数数	2. 車線	· ·
	構施治治式	地表式	
区域	延長	約 1, 390m	
	主な経過地	文京区 向丘二丁目	
位置	※	文京区千點木三丁目	
	起点	文京区白山二丁目	
称	路線名	補助線街路第 178 号線	の角
8	梅	補 178	み
	種別	幹 綠 街	紹

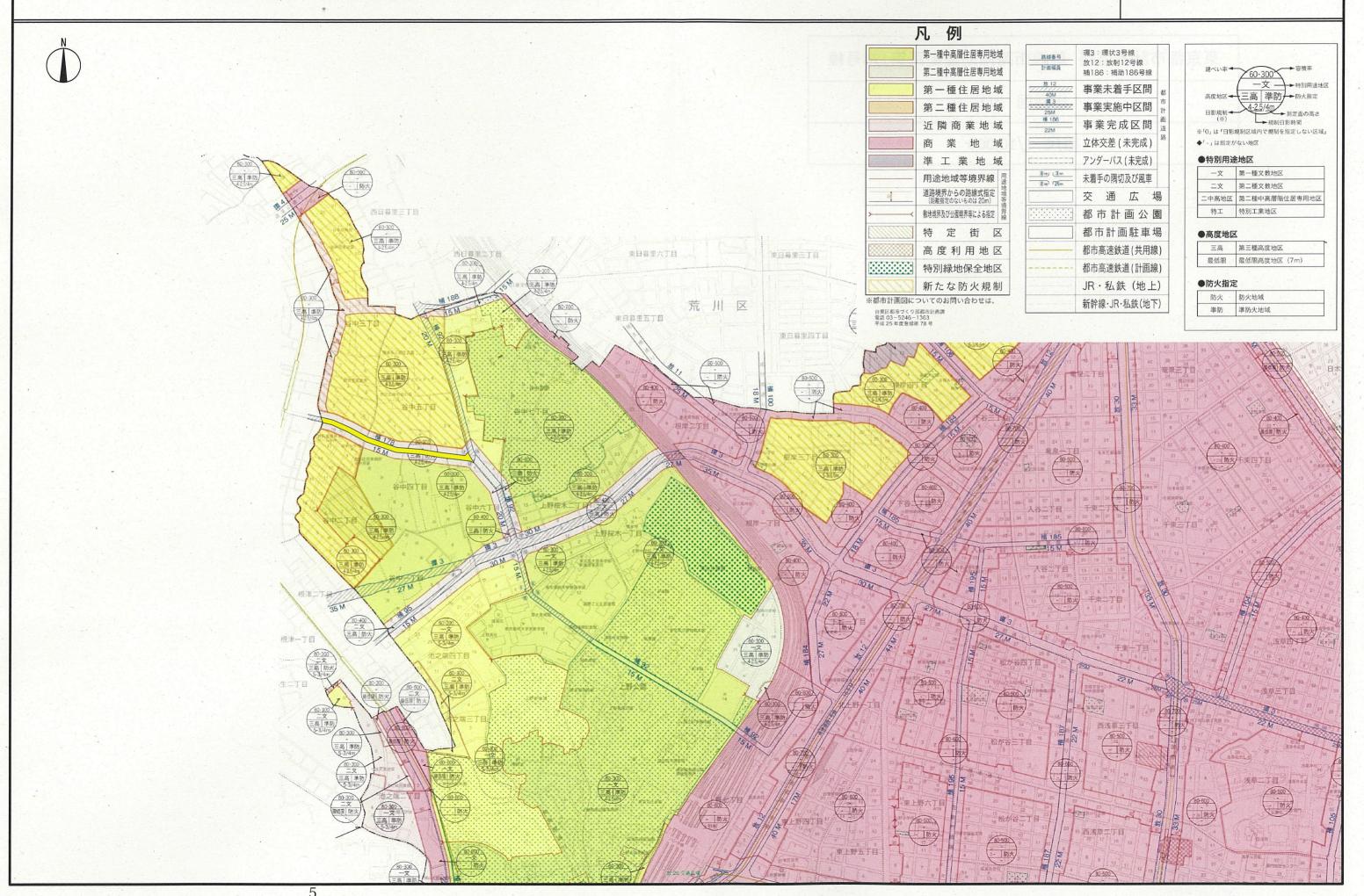
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由:都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

変 更 概 要

名称		変 更 概 要
	1 終点位置の変更	台東区谷中五丁目→文京区千駄木三丁目
補助線衝路第 178 号線		
	2 延長の変更	約1,960m → 約1,390m
	3 車線の数の決定	2 車線



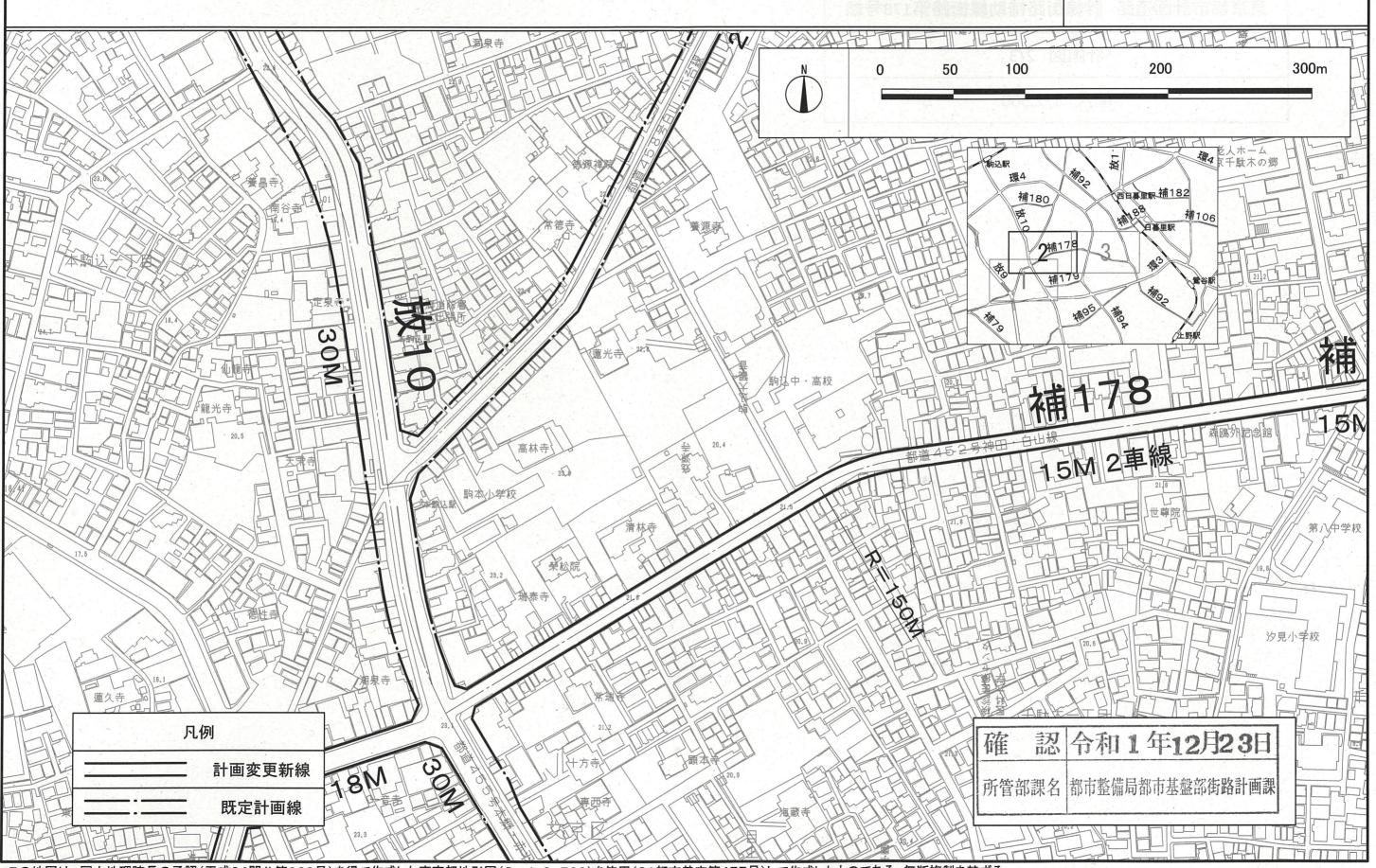


縮尺二千五百分の一 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第178号線 計画図1 [東京都決定] 200 100 300m 西日暮里駅補182 凡例 認 令和1年12月23日 計画変更新線 所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課 既定計画線

この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基父第477号)して作成したものである。無断複製を禁する。 この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日 東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第178号線 計画図2

[東京都決定]

縮尺二千五百分の一



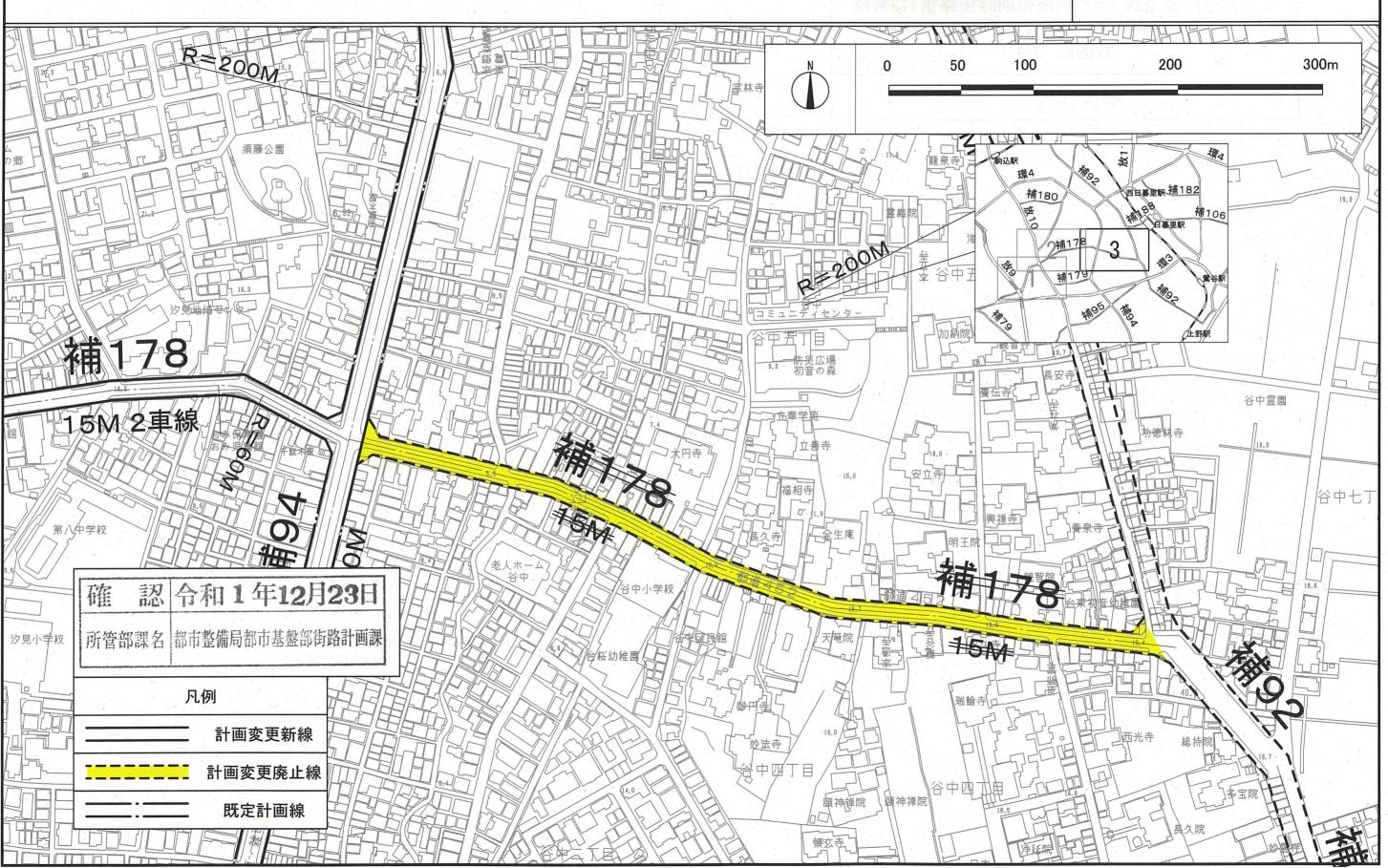
この地図は、国土地埋院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁する。

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第178号線 計画図3

[東京都決定]

縮尺二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日